

ID: 1293

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の再認定(法第5条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 (認定) 第5条 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日